

鹿児島県社会的養育推進計画

令和7年3月
鹿 児 島 県

目 次

1	計画の策定について.....	1
(1)	計画策定の趣旨.....	1
(2)	計画の期間.....	2
(3)	評価指標.....	2
2	当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)	2
3	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組.....	4
4	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組.....	6
5	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み.....	7
(1)	各年度における代替養育を受けている子ども数等.....	7
(2)	今後代替養育を必要とする子どもの見込み.....	10
6	一時保護改革に向けた取組.....	11
(1)	一時保護所の現状.....	11
(2)	一時保護の環境及び体制整備について.....	13
(3)	特別な配慮が必要な子どものケアについて.....	13
7	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組...	14
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組.....	16
(1)	里親の現状.....	17
(2)	ファミリーホームの現状.....	19
(3)	今後の見込み.....	19
(4)	里親等委託率が伸びない理由について.....	21
(5)	フォスタリング業務(包括的里親養育支援)の実施体制の構築...	21
9	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向 けた取組.....	24
(1)	施設で養育が必要な子ども数の見込み.....	24
(2)	乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多 機能化・機能転換に向けた取組.....	25
(3)	乳児院及び児童養護施設以外の施設について.....	27
10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組.....	29
11	児童相談所の強化等に向けた取組.....	30
(1)	県内の児童相談所における相談受付件数等の現状.....	30
(2)	児童相談所の強化等に向けた対応.....	30
12	障害児入所施設における支援.....	31

1 計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下「平成28年改正児童福祉法」という。）では、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされました。

また、平成28年改正児童福祉法では、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障（永続的解決）となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を進める「家庭養育優先原則」が明記されました。

これらの抜本的改正を受けて、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では、児童相談所改革等に加え、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の実施、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換など平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

具体的には、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率（代替養育※を受けている子どものうち里親とファミリーホームに委託されている子どもの割合）75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが目標として示されました。また、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組が有力・有効な選択肢であり、概ね5年以内に現状の約2倍の年間1,000人以上の成立を目指すこととしています。

これを受けて国からは、平成30年7月の厚生労働省子ども家庭局長通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」において、都道府県に対し、平成23年7月に示された「社会的養護の課題と将来像」に基づき策定した都道府県計画を全面的に見直し、新たに「新しい社会的養育ビジョン」に基づく都道府県計画を策定するよう求められ、計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的な考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されました。

こうした方針に基づき、鹿児島県では平成27年3月に策定した「鹿児島県家庭的養護推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と鹿児島県の現状を踏まえ、各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込みを算出するなど、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と

※ 代替養育：子どもと保護者を分離し、児童養護施設や乳児院、里親などで行う養育のこと

全体像を示した「鹿児島県社会的養育推進計画」を令和2年3月に策定しました。

さらに、令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)(以下「令和4年改正児童福祉法」という。)では、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずることとされました。

これを受けて国からは、令和6年3月のこども家庭庁支援局長通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」において、都道府県に対し、現行計画を見直すよう求められ、計画見直しに当たって踏まえるべき基本的な考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめた新たな「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下「国策定要領」という。)が示されました。

こうした方針に基づき、鹿児島県では令和2年3月に策定した「鹿児島県社会的養育推進計画」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と鹿児島県の現状を踏まえ、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した新たな「鹿児島県社会的養育推進計画」として策定しました。

(2) 計画の期間

現行計画において、計画の期間は令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度を後期としています。

今回の見直しに当たっては、国策定要領に基づき、現行計画の後期にあたる令和7年度から令和11年度を新たな計画期間とします。※

(3) 評価指標

国策定要領では、毎年度、各項目の取組の進捗状況を把握し、評価指標により評価を行うこととしています。このことを踏まえ、各項目において、評価指標を設定します。

また、評価の結果については、合議制の会議への報告を予定しています。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが明記されたほか、令和4年改正児童福祉法では、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が義務化されたところです。

また、子どもが意見聴取等を希望した場合、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等を実施する必要があります。

都道府県においては、子どもの権利擁護に係る環境整備を進めるとともに、子どもが権利の主体であることに留意した上で、子どもの権利擁護の推進に向けた取組

※ 将来人口に関する資料については、県内人口の令和6年度及び令和11年度のデータがないことから、推計部分については、国立社会保障・人口問題研究所の令和7年度及び令和12年度のデータを使用し、令和7年度のデータを令和6年度の人口、令和12年度のデータを令和11年度の人口として取り扱います。

を進めていくことが求められています。

本県においては、意見表明等支援事業により令和6年度から意見表明等支援員の養成を行っており、令和6年11月から一時保護所における意見表明等支援を実施しているところです。

この意見表明等支援員は、県が示す要件を満たす個人で、県の登録簿に登録された方となります。

引き続き、意見表明等支援事業について、周知や利用促進を図るとともに、子どもの権利に関する理解促進のため、子どもの権利ノートを、子どもの年齢等に応じた理解しやすい内容となるよう改訂するなど、子どもの権利擁護に対する取組を推進します。

また、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会において子どもの権利擁護に関して調査審議及び意見具申が行われるように環境整備を行ったところです。

なお、現在のところ、児童養護施設などにおいては、意見箱の設置や子ども達との面談を通じて意見を聴取し、施設運営の改善に努めており、希望に応えられない場合には、その理由を説明しているほか、児童相談所においては毎年実施している養育状況調査の際に子どもと面接・意見聴取を行い、その結果等を踏まえて措置の継続や変更の決定を行っています。

引き続き、子どもの権利に係る定期的な説明、これまで以上に子ども達が意見を伝えやすい雰囲気での意見聴取、子ども達の持っている疑問点などについての十分な説明などを児童養護施設等に対し指導することや乳幼児や障害児など自ら意思表示することが困難な子どもについても、各施設で実施しているチェックシートを活用した意見聴取方法などを各施設種別協議会の研修会で情報提供することなどにより権利擁護の取組を推進します。

なお、本計画見直しに当たっては、当事者である子どもの意見を反映させるため、当事者である子どもや社会的養護経験者からの意見聴取を実施したところです。

【本県の目標】

意見表明等支援事業を利用したすべての子ども達が意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じられるように、支援内容の周知や利用促進を図るとともに、支援を受けた子どもへの丁寧な説明や対応等を行います。

【評価指標】

- ① 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況
- ② 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数
- ③ 意見表明等支援員に意見を言えて良かったと感じる子どもの割合（分母：意見表明等支援事業により支援を受けた子ども数）

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

平成28年改正児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定されるとともに、社会的養育とは施設や里親などの代替養育のみならず、「子どもが家庭で健やかに成長できることも含んでいること」、「支援を要する妊婦等※を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めること」、「児童相談所等から情報提供を求められた場合、医療機関や学校等は被虐待児等に関する資料等を提供ができること」などが示されました。

これらを受けて、「新しい社会的養育ビジョン」では、身近な市町村において子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制の構築、子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、児童家庭支援センターの増加と質の向上などの支援メニューの充実が示されました。

令和4年改正児童福祉法では、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされたところです。

また、既存事業の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業及び一時預かり事業に加え、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

これらを踏まえ、国策定要領では、市区町村において、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

また、都道府県においては、市区町村の相談支援体制や家庭支援事業の実施体制の整備、母子生活支援施設の活用促進のほか、ヤングケアラーに対する支援や児童家庭支援センターの設置促進が求められています。

本県においては、子ども家庭支援に携わる職員の人材育成のため、従来から市町村職員を対象とした研修を開催してきましたが、平成28年改正児童福祉法で要保護児童対策調整機関担当者に対する研修が義務化されたことを受け、平成29年度からは「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」として毎年1回開催しており、令和4年度は30市町村51人、令和5年度は29市町村45人の担当者が受講しています。

また、令和3年度より開始した市町村児童福祉部門と母子保健部門の担当者を対象とした合同研修の実施により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための関係部門間の連携強化を図っています。

市町村の家庭支援事業については、家庭支援事業の量の見込みや確保方策は、市町村の子ども・子育て支援事業計画において策定することとなっていますが、子育て

※ 支援を要する妊婦等とは

- ① 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（望まない妊娠、若年の妊娠などの事情を有する妊婦）：特定妊婦
- ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭等の児童）：要支援児童

て短期支援事業については、国が里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの積極的活用を求めており、本県においても、これらの関係機関に対して国の制度に関する情報提供を行っているほか、事業の委託先となり得る里親に係る調査、市町村への事業周知及び委託可能な里親に関する情報提供を行っているところです。

母子生活支援施設については、各市町村へ母子生活支援施設の活用について周知を行い、施設の利用促進を図っています。

ヤングケアラーに対する支援については、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐために子ども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築することが重要であることから、関係職員等向けの研修を実施するとともに、関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるコーディネーターの配置及び気軽に悩みや経験などを共有することができる場としてのオンラインサロンの設置・運営を行い、ヤングケアラーの支援体制を構築しているところです。

また、児童家庭支援センターについては、「鹿児島県社会的養育推進計画」策定時より、新たに2か所設置し、地域に密着したきめ細やかな相談支援体制の強化を図っているところです。

○ 現状

令和6年3月末（こども家庭センターは令和6年4月1日）現在の各施設等の設置状況については以下のとおりです。

- ・ こども家庭センター 10市町に設置
- ・ 児童家庭支援センター 3市に3施設設置
- ・ 母子生活支援施設 3市に6施設（うち1施設休止中）設置
- ・ ヤングケアラー相談窓口 29市町村に設置
（うち、ヤングケアラー・コーディネーターは、2市町に配置）

令和5年度に各市町村で実施した主な支援メニューは、以下のとおりです。

（子ども・子育て交付金実績による）

- ・ 利用者支援事業 33市町村（基本型・特定型・母子保健型）
- ・ 子育て短期支援事業 18市町
（うち、子育て短期支援事業委託実績は、里親7人、ファミリーホーム5か所、児童家庭支援センター0か所）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業 34市町村（訪問体制の整備は43市町村）
- ・ 養育支援訪問事業 19市町村（訪問体制の整備は37市町村）
- ・ 地域子育て支援拠点事業 38市町村 など

【本県の目標】

- 令和4年改正児童福祉法を踏まえ、設置が努力義務化されたこども家庭センターについては、市町村担当者会議や市町村児童福祉担当者・母子保健担当者合同研修会の場を活用し、市町村に対し国の交付金の活用など必要な助言等を行い、市町村の意向も踏まえながら、すべての市町村において設置されるよう促進します。

- 児童家庭支援センターについては、児童相談所を補完する役割を担うことから、各地域の相談ニーズ等を勘案し対応を検討していきます。
- 母子生活支援施設は、従来から母子を分離させずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であることから、そのニーズに応じた利用を引き続き周知するとともに、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設であり、親子関係の強化、再構築の場として利用できることについて、周知に努めます。
- 要保護児童の適切な保護を図るため、市町村や警察、学校等の関係機関・団体等により構成される「要保護児童対策地域協議会」は、県内すべての市町村に設置されています。今後も同協議会が主催する会議に児童相談所が参加し、関係機関相互の情報共有に努めるとともに、協議会の適切な運営が図られるよう助言等を行っていきます。
- 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、今後も、多くの市町村職員の受講を促すとともに、特に児童虐待に関連する情報共有に努めるほか、市町村児童福祉部門と母子保健部門の担当者を対象とした合同研修の実施により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための関係部門間の連携強化を図ります。

【評価指標】

- ① こども家庭センターの設置数
- ② 子ども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修（要保護児童対策調整機関の調整担当者研修）の実施回数、受講者数
- ③ 市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数
- ④ 児童家庭支援センターの設置数

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

国策定要領では、支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要があるとし、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」を都道府県社会的養育推進計画における新たな項目として加え、支援体制の構築が求められました。

支援を必要とする妊産婦等の支援については、本県においては、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦が助産を受けられるよう、助産施設を県内に3か所確保しており、適宜関係機関に助産制度に係る情報共有を行っているところです。

また、各市町村が実施する産後ケア事業について、利用者負担額相当を無償化す

る市町村に対し、費用の補助を行い、利用者が所得の状況にかかわらず、子どもを産み育てられる環境づくりを促進し、子育て世帯の不安や負担の解消を図っています。

さらに、保健師や助産師など専門職に対し、実践的スキルの向上を図るスキル向上研修会や各地域において実務者間の連携を促進する地域連携推進研修会を開催しているほか、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修や市町村児童福祉部門と母子保健部門の担当者を対象とした合同研修の実施により、支援を要する妊婦等への支援を担う人材育成を行っています。

そのほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供することについても、今後の対応を検討していきます。

○ 現状

令和6年3月末現在の施設の設置状況については以下のとおりです。

助産施設設置数 3か所

【評価指標】

① 助産施設の設置数

② 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修（スキル向上研修会、地域連携推進研修会、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修）の実施回数、受講者数

5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

本県においては、平成28年改正児童福祉法において明記された「家庭養育優先原則」を踏まえ、令和2年3月に策定した「鹿児島県社会的養育推進計画」に基づき、里親等委託の推進や施設の小規模化、地域分散化など、家庭的養護の推進を段階的に進めてきたところです。

家庭的養護の更なる推進に向けて今後の検討を行うため、代替養育を必要とする子どもの数の見込みについて、近年の子どもをとりまく状況を踏まえ算出しました。

(1) 各年度における代替養育を受けている子ども数等

過去10年間の20歳未満の子ども数は、毎年減少し続けており、平成26年度から平成30年度の平均と令和元年度から令和5年度の平均を比較すると7.7ポイントほど減少しています。

一方、代替養育を受けている子どもは、増減を繰り返しながら減少しており、平成26年度から平成30年度の平均と令和元年度から令和5年度の平均を比較すると8.3ポイントほど減少しています。

また、令和元年度から令和5年度に代替養育を受けていた子どものうち、里親等委託が必要な子ども（国が都道府県社会的養育推進計画策定要領で示した算出方法※による）は、平均で約520人となっています。

※ 国が都道府県社会的養育推進計画策定要領で示した算出方法

- ・ 里親等委託が必要な子どもとは、以下の①及び②の合計
 - ① 現に里親等委託されている子ども
 - ② 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども
- ・ 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもとは、以下の①～④の合計
 - ① 乳児院に半年以上措置されている乳幼児
 - ② 乳児院から児童養護施設に措置変更された乳幼児
 - ③ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児
 - ④ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

表1 本県における年齢別推計人口（各年10月1日現在、単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
0歳	13,928	13,295	13,504	13,021	12,788	11,977	10,960	11,403	10,595	9,970
1歳	14,733	13,460	13,597	13,801	13,306	13,155	11,571	11,229	11,676	10,820
2歳	15,126	14,183	13,532	13,668	13,860	13,352	12,495	11,667	11,329	11,715
3歳	15,526	14,473	14,266	13,542	13,707	13,926	12,643	12,526	11,720	11,376
4歳	15,275	14,993	14,497	14,287	13,571	13,766	13,254	12,744	12,574	11,757
5歳	14,908	14,713	15,002	14,487	14,288	13,569	13,762	13,281	12,772	12,582
6歳	15,260	14,793	14,744	14,994	14,492	14,299	13,727	13,823	13,310	12,827
7歳	14,948	15,083	14,816	14,717	14,998	14,504	14,200	13,817	13,851	13,339
8歳	14,876	14,732	15,092	14,822	14,745	14,983	14,501	14,208	13,806	13,867
9歳	14,767	14,640	14,718	15,094	14,823	14,741	14,838	14,540	14,226	13,843
10歳	15,197	14,548	14,664	14,720	15,074	14,838	14,663	14,872	14,553	14,249
11歳	15,482	14,932	14,550	14,656	14,727	15,064	14,684	14,646	14,880	14,534
12歳	15,990	15,251	14,943	14,540	14,642	14,691	14,875	14,683	14,607	14,879
13歳	15,905	15,790	15,249	14,911	14,516	14,610	14,601	14,896	14,655	14,588
14歳	16,122	15,865	15,763	15,224	14,900	14,506	14,607	14,585	14,902	14,647
15歳	15,967	16,300	15,891	15,809	15,266	14,898	14,555	14,639	14,606	14,924
16歳	16,712	16,219	16,345	15,930	15,826	15,279	14,977	14,587	14,651	14,602
17歳	17,001	16,713	16,183	16,317	15,916	15,805	15,058	14,957	14,572	14,631
18歳	15,585	14,747	15,146	14,688	15,001	14,499	13,379	13,773	13,821	13,458
19歳	14,779	12,205	13,135	13,668	13,399	13,725	11,208	11,908	12,545	12,800
合計	308,087	296,935	295,637	292,896	289,845	286,187	274,558	272,784	269,651	265,408

出典：県人口移動調査推計（推計人口）

平成26年度から平成30年度の平均	296,680人	
令和元年度から令和5年度の平均	273,718人	減少率 7.7397%

表2 代替養育を受けている子どもの数（年度末現在）

	養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	計
H26	639人	41人	66人	18人	764人
H27	635人	42人	72人	22人	771人
H28	641人	40人	80人	25人	786人
H29	608人	42人	93人	22人	765人
H30	587人	48人	112人	21人	768人
R1	550人	43人	119人	22人	734人
R2	551人	49人	106人	27人	733人
R3	558人	40人	91人	33人	722人
R4	530人	39人	79人	33人	681人
R5	520人	33人	82人	31人	666人

出典：福祉行政報告例（令和3年度除く）
児童相談所調べ（令和3年度）

平成26年度から平成30年度の平均	771人	
令和元年度から令和5年度の平均	707人	減少率 8.3009%

表3 国の算出方法による里親等委託を必要とする子ども（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
代替養育を受けている3歳未満の子ども	68人	63人	59人	55人	47人
うち里親等委託を必要とする子ども	39人	35人	39人	32人	28人
里親等委託を必要とする子どもの割合	57.4%	55.6%	66.1%	58.2%	59.6%
代替養育を受けている3歳以上就学前の子ども	112人	106人	119人	106人	98人
うち里親等委託を必要とする子ども	92人	87人	97人	93人	91人
里親等委託を必要とする子どもの割合	82.1%	82.1%	81.5%	87.7%	92.9%
代替養育を受けている学学期以降20歳未満の子ども	554人	564人	544人	520人	521人
うち里親等委託を必要とする子ども	391人	401人	398人	384人	394人
里親等委託を必要とする子どもの割合	70.6%	71.1%	73.2%	73.8%	75.6%
代替養育を受けている20歳未満合計	734人	733人	722人	681人	666人
うち里親等委託を必要とする子ども	522人	523人	534人	509人	513人
里親等委託を必要とする子どもの割合	71.1%	71.4%	74.0%	74.7%	77.0%

児童相談所調べ

表3' 本県の里親等委託の現状（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
代替養育を受けている3歳未満の子ども	68人	63人	59人	55人	47人
うち里親等委託中の子ども	16人	9人	8人	7人	9人
里親等委託中の子どもの割合	23.5%	14.3%	13.6%	12.7%	19.1%
代替養育を受けている3歳以上就学前の子ども	112人	106人	119人	106人	98人
うち里親等委託中の子ども	15人	14人	13人	7人	9人
里親等委託中の子どもの割合	13.4%	13.2%	10.9%	6.6%	9.2%
代替養育を受けている学学期以降20歳未満の子ども	554人	564人	544人	520人	521人
うち里親等委託中の子ども	110人	110人	103人	98人	95人
里親等委託中の子どもの割合	19.9%	19.5%	18.9%	18.8%	18.2%
代替養育を受けている20歳未満合計	734人	733人	722人	681人	666人
うち里親等委託中の子ども	141人	133人	124人	112人	113人
里親等委託中の子どもの割合	19.2%	18.1%	17.2%	16.4%	17.0%

児童相談所調べ

表 4 将来男女 5 歳階級別推計人口（10月 1 日現在）

	R7	R12
総数	255,803人	231,966人
0～4歳	53,445人	49,384人
5～9歳	61,763人	53,857人
10～14歳	71,653人	61,923人
15～19歳	68,942人	66,802人

出典：R 5 国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口

以下、令和 7 年の人口を令和 6 年、令和 12 年の人口を令和 11 年の人口として取り扱う

(2) 今後代替養育を必要とする子どもの見込み

(1)で示したように、20歳未満の子どもの減少率と代替養育を受けている子どもの減少率を比較し、潜在的需要を見込んだ上で、代替養育を必要とする子どもの見込みを算出しました。

計算については、次のとおりです。

1 20歳未満の子どもの数の減少率

- ① 平成26年度から平成30年度までの平均と令和元年度から令和 5 年度までの平均との比較

減少率 7.7397% $(1 - 273,718人 \div 296,680人)$

- ② 令和元年度から令和 5 年度までと令和 6 年度の比較

減少率 6.5451% $(1 - 255,803人 \div 273,718人)$

- ③ 令和 6 年度と令和11年度の比較

減少率 9.3185% $(1 - 231,966人 \div 255,803人)$

2 代替養育を受けている子どもの数の減少率

- ① 平成26年度から平成30年度までの平均と令和元年度から令和 5 年度までの平均との比較

減少率 8.3009% $(1 - 707人 \div 771人)$

- ② 令和元年度から令和 5 年度までと令和 6 年度の比較

減少率 7.0197% $(6.5451\% \times 8.3009 \div 7.7397)$

- ③ 令和 6 年度と令和11年度の比較

減少率 9.9942% $(9.3185\% \times 8.3009 \div 7.7397)$

3 代替養育を必要とする子どもの数

- ① 令和 6 年度 $707人 - (707人 \times 0.070197) = 657人$

- ② 令和11年度 $657人 - (657人 \times 0.099942) = 591人$

4 代替養育を必要とする子どもの各年代区分別割合（過去 5 年間の平均）

- ① 3 歳未満 8.2579% $(292 \div 3,536) \cdots$ 表 3

- ② 3 歳以上就学前 15.2998% $(541 \div 3,536) \cdots$ 表 3

- ③ 学童期以降 76.4423% $(2,703 \div 3,536) \cdots$ 表 3

5 代替養育を受けている子どものうち里親等委託を必要とする子どもの割合
(過去5年間の平均)

- ① 3歳未満 59.2466% (173 ÷ 292)・・・表3
 ② 3歳以上就学前 85.0277% (460 ÷ 541)・・・表3
 ③ 学童期以降 72.8080% (1,968 ÷ 2,703)・・・表3

(試算)

令和6年度

代替養育を必要とする子どもの数	657人
うち里親委託等が必要	483人
うち3歳未満	54人
うち里親委託等が必要	32人
うち3歳以上就学前	101人
うち里親委託等が必要	86人
うち学童期以降	502人
うち里親委託等が必要	365人

令和11年度

代替養育を必要とする子どもの数	591人
うち里親委託等が必要	435人
うち3歳未満	49人
うち里親委託等が必要	29人
うち3歳以上就学前	90人
うち里親委託等が必要	77人
うち学童期以降	452人
うち里親委託等が必要	329人

6 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るため、一時的にその養育環境から離すものとされています。しかし、そうした中でも、子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供することが重要とされています。

(1) 一時保護所の現状

本県内においては、中央児童相談所、北部児童相談所、大隅児童相談所及び大島児童相談所の4つの児童相談所が設置されています。そのうち、一時保護所は中央児童相談所(定員25名)と大島児童相談所(定員6名)の2か所に設置されています。

また、児童の性格、環境等の条件などから一時保護所以外での一時保護が適当と認められる場合や地理的に遠隔で児童の安全の迅速な確保が困難な場合などにおいては、一時保護委託をする場合もあります。

過去5年間の状況を見てみると、令和元年度には467人（一時保護委託含む）の子どもを一時保護していますが、その後増加を続け、令和5年度には694人の子どもを一時保護しています。

なお、一時保護所の運用上の定員は中央児童相談所が13名、大島児童相談所が4名となっており、令和5年度の一日平均保護人数は中央児童相談所が7.1人、大島児童相談所が2.3人、一時保護委託が33.0人、平均入所日数は、中央児童相談所が19日、大島児童相談所が47日、一時保護委託が33日、平均入所率は、中央児童相談所が28%（運用上の定員に基づき算出すると55%）、大島児童相談所が39%（運用上の定員に基づき算出すると58%）となっています。

表5 一時保護実数

	R1	R2	R3	R4	R5
中央児童相談所	130人	118人	129人	122人	135人
大島児童相談所	18人	26人	26人	17人	18人
一時保護委託	319人	346人	447人	401人	541人
合計	467人	490人	602人	540人	694人

児童相談所調べ

表6 一時保護延べ人数

	R1	R2	R3	R4	R5
中央児童相談所	3,549人	2,925人	3,327人	2,780人	2,592人
大島児童相談所	201人	431人	614人	559人	844人
一時保護委託	8,836人	9,834人	13,978人	11,912人	17,846人
合計	12,586人	13,190人	17,919人	15,251人	21,282人

児童相談所調べ

表7 一時保護平均期間

	R1	R2	R3	R4	R5
中央児童相談所	27日	25日	26日	23日	19日
大島児童相談所	11日	17日	24日	33日	47日
一時保護委託	28日	28日	31日	30日	33日
合計	27日	27日	30日	28日	31日

児童相談所調べ

表8 一日平均保護人数

	R1	R2	R3	R4	R5
中央児童相談所	9.7人	8.0人	9.1人	7.6人	7.1人
大島児童相談所	0.6人	1.2人	1.7人	1.5人	2.3人
一時保護委託	24.1人	26.9人	38.3人	32.6人	33.0人
合計	35.0人	36.0人	49.0人	41.8人	58.1人

児童相談所調べ

(2) 一時保護の環境及び体制整備について

一時保護については、安全確保やアセスメントが適切に行われる体制が必要ですが、一方で代替養育の場という性格を有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできるだけ良好な家庭的環境を整備し、個別性を重視した対応ができる体制整備が求められています。また、閉鎖的環境のみではなく、安全確保やアセスメントに支障がない場合は、開放的環境を一時保護所内で確保あるいは一時保護委託による対応で用意し、子どもの外出を可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能になることが望ましいとされています。

また、国策定要領では、令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた取組が求められています。

本県においては、令和3年度に一時保護所の在り方検討委員会からの提案を受け、クールダウン入室基準の整備、私物の持ち込みの一部許可、書籍、アメニティグッズ等を揃えることによる家庭的な環境の整備及び一時保護所における子どもの権利ノートを作成を行い、それぞれの子どもに応じたケアに努めたほか、令和6年10月時点で基本設計中の中央児童相談所の一時保護所においては、定員を現行の13名から20名へ変更したところです。

引き続き、開放的環境により一時保護が可能な状況の場合は、一時保護委託による対応を検討するとともに、子どもの自由な外出を制限する環境で保護することになる一時保護所の保護日数は、必要最小限にするよう努めます。

また、今後も一時保護した児童の心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるように、必要な環境整備や人員配置等に努めます。

(3) 特別な配慮が必要な子どものケアについて

一時保護は乳幼児から18歳未満のすべての子どもが対象であり、一時保護の目的も多種多様であることから、様々な状況の子どもを保護することになります。

その中でも、心的外傷反応、他者との適切な距離に関する問題など様々な症状を抱えていることがある性被害を受けた子どもや重大事件に係る触法少年については、一時保護中の他の子どもとの関係に関して配慮が必要です。

これらに対応するため、職員は研修を受講するなどしてその専門性を高める必要があります。

本県においては、業務改善や専門性向上の観点から、一時保護所に勤務する職員が一時保護所職員向けの研修を受講する機会を確保しているほか、県内の全一時保護所が定期的に第三者評価を受審できるよう、実施計画に基づき令和6年度から第三者評価を実施しています。

【本県の目標】

- 一時保護人数については増加傾向にあることから、今後の一時保護委託の状況等を踏まえ、必要に応じ定員の見直し等について検討します。
- 一時保護委託に対応可能な里親等の確保に努め、子どもの状況により開放的な一時保護委託が可能な場合は、一時保護委託についても検討します。

- 一時保護所における保護日数は必要最小限にするよう努め、措置等に支障がない範囲で保護日数の見込みや一時保護後の措置見込み等について伝えるよう努めます。
- 入所に至った背景などにより、特に入所直後は不安や怒り・悲しみを抱えている子どもも多いことから、安全・安心感を与えるケアに努めます。
- 一律に集団生活のルールを押しつけることがないよう人権に配慮しつつ、日課においても子ども個々のケアに配慮する内容が加味されるよう検討します。
- 子ども一人一人の一時保護に至った背景や家庭の状況、性格、心身の状態や成長発達、性別や年齢等を考慮したケアに努めます。
- 職員に対する研修受講の機会の確保に努めます。
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例に基づき、個々の事情・態様に応じた個別ケアを重視した対応の充実・強化を進めます。

【評価指標】

- ① 一時保護施設の定員数
- ② 一時保護施設職員に対する研修の実施回数, 受講者数
- ③ 第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）
- ④ 一時保護施設の平均入所日数
- ⑤ 一時保護施設の平均入所率

7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

令和4年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

都道府県においては、区域内で親子再統合支援が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが求められています。

これらを踏まえ、児童相談所においては、市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

また、新しい社会的養育ビジョンにおいては、家庭における養育が困難又は適当でないため、児童養護施設などで養育され、家庭への復帰が困難な子どもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、養子縁組や特別養子縁組を推進することが求められています。

そのため、県内の状況を踏まえた支援体制の構築に向けた取組を考える必要があります。

○ 親子関係再構築支援の状況

国の「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」によると、「親子関係再構築支援」とは、こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう（目的）、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと」とされています。

児童相談所においては、精神科医が、被虐待児童など精神的なケアを必要とする児童をはじめ、非行や問題行動児童のうち、発達障害や精神疾患等を抱える児童に対し面談・診断を行うとともに、精神疾患や気分障害等を抱える保護者に対する面談や児童の養育等に関する助言等を行っています。

また、児童福祉司任用後研修において、子どもや家族の面接に関する講義を実施し、親への相談支援等に係る技術向上を図っています。

○ 児童相談所の体制整備の状況

養子縁組や特別養子縁組の推進については、各児童相談所の里親担当児童福祉司が中心に対応しています。また、中央児童相談所においては、里親推進班が設置されているほか、介入機能と支援機能を分離し、ケースマネジメントを効果的に行うため、令和2年度から家庭支援課が設置されているところです。

○ 本県における特別養子縁組の状況

児童相談所が把握している過去5年間の本県の特別養子縁組成立件数は、以下のとおりです。

表9 特別養子縁組成立件数

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成立件数	10件	14件	9件	7件	3件

児童相談所調べ

親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等においては、前述の里親担当児童福祉司や里親推進班を中心に児童相談所長による特別養子適格の確認に係る審判の申立の検討を行っているところであり、令和5年度は2件の実績があったところです。

また、県内で活動している民間あっせん機関はありませんが、養親に関する情報照会に対応するなど、必要に応じて域外の民間あっせん機関と連携を行っているところです。

【本県の目標】

○ 平成29年8月に国により示された「新しい社会的養育ビジョン」においては、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね5年以内に国全体で年間1,000人以上の縁組み成立を目指すことが示されています。

全国に占める本県の人口比率約1.2%（令和4年10月1日現在：全国124,352

千人、本県1,549千人)を踏まえると、本県に求められる成立件数は13件程度(令和2年3月に策定した「鹿児島県社会的養育推進計画」における成立件数を維持)になると考えられます。

- 特別養子縁組については、実親との関係が完全に消滅してしまうことや養親とうまくいかない場合においても取り消すことができないことなどを考慮する必要があります。

特別養子縁組制度については、令和元年度に対象となる子どもの年齢要件の引き上げや手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与する、実親の同意撤回の制限を行うなどの改正が行われたことから、今後はその改正後の動向を注視しながら、子どもの最善の利益を念頭に、里親(養親)に対して子どもが持つ自分の出自を知る権利や真実告知の重要性、危険性なども十分に説明した上で、実親(生みの親)や里親(養親)の心情等にも寄り添った対応を行います。

- 養子縁組や特別養子縁組成立後、登録者からの申し出により里親登録を削除した場合、養親の中には児童相談所との関係がなくなると考える場合がありますが、養子と生活する親としての不安や悩みについても、実親同様児童相談所など関係機関に相談することができることを周知します。

【評価指標】

- ① 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況(検討状況を含む。)
- ② 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ③ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ④ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

平成28年改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、子どもの最善の利益を実現するため、「児童を家庭において養育することが困難又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」とされていることから、代替養育を必要とする子どもについては、代替養育のうち家庭と同様の養育環境にあるとされている里親やファミリーホームへの委託を推進する必要があります。

また、現に施設に入所している子ども達についても、児童養護施設等に配置されている家庭支援専門相談員や児童相談所、関係機関が連携して親子関係の再構築を図っているところですが、再構築が困難な場合、里親やファミリーホームへの委託を推進する必要があります。

本県においては、多くの児童養護施設等に里親支援専門相談員を設置することや中央児童相談所に里親推進班を設置することなどにより里親委託の推進を進めてき

た結果、里親等委託率は平成26年度末の11.0%（全国平均16.5%）から令和5年度末には17.0%（令和4年度全国平均が24.3%）と上昇しているものの、現時点においても全国平均に届いていない状況となっています。

また、登録率※1は令和元年度末の42.2%から令和5年度末には60.2%に上昇している一方、稼働率※2は、令和元年度末の45.5%から令和5年度末には28.2%に減少しています。

令和5年度末現在、本県内で代替養育を受けている子ども666人に対して、里親の登録世帯は259世帯、ファミリーホームは9か所、定員54人となっていることから、「家庭養育優先原則」を実現するためには、子どもの養育の受け皿となる里親やファミリーホームをさらに増やしていく必要があります。

ただし、里親やファミリーホームにおける生活は、児童養護施設等における生活と比較して里親等と子どもの関係がより密接になることから、委託に当たっては、マッチングを重ねる中などで里親等と子どもの相性を十分に見極めた上で対応する必要があります。

(1) 里親の現状

本県においては、令和元年度の里親登録世帯数が212世帯、委託されている子どもの数が119人となっていました。令和5年度には里親登録世帯数が259世帯、委託されている子どもの数が82人となっています（表10及び表12）。

また、過去5年間の状況をみると、平均で里親登録世帯数の約3割に委託を実施している状況で、1世帯あたりの委託人数は平均0.4人程度となっています。これは、養子縁組里親を希望する里親数が養子縁組里親を必要とする子どもの数を上回ることや里親の希望する年齢・性別等と子どもの状況が一致しないことなどが主な原因と考えられ、平成29年度の全国平均（委託している里親世帯の割合約36%、1世帯あたりに委託している人数0.46人）を下回っている状況となっています。

※1 登録率

（里親登録（認定）数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）／（乳児院・児童養護施設の入所児童数＋里親・ファミリーホームへの委託児童数）

※2 稼働率

里親・ファミリーホームへの委託児童数／（里親登録（認定）数×平均受託児童数＋ファミリーホームの定員数）

表10 里親登録世帯数と委託世帯数の推移（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
里親登録世帯数	212世帯	221世帯	226世帯	246世帯	259世帯
うち養育里親	157世帯	156世帯	164世帯	178世帯	194世帯
うち委託中	46世帯	35世帯	28世帯	28世帯	30世帯
うち専門里親	12世帯	12世帯	12世帯	12世帯	13世帯
うち委託中	3世帯	2世帯	2世帯	2世帯	3世帯
うち養子縁組里親	92世帯	98世帯	100世帯	98世帯	100世帯
うち委託中	10世帯	9世帯	8世帯	4世帯	6世帯
うち親族里親	31世帯	34世帯	28世帯	25世帯	23世帯
うち委託中	31世帯	33世帯	28世帯	25世帯	23世帯
委託中合計	90世帯	79世帯	66世帯	59世帯	61世帯

出典：福祉行政報告例

表11 新規里親登録世帯数（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
里親登録世帯数	43世帯	25世帯	19世帯	38世帯	31世帯
うち養育里親	29世帯	17世帯	14世帯	27世帯	24世帯
うち専門里親	1世帯			1世帯	1世帯
うち養子縁組里親	24世帯	12世帯	6世帯	11世帯	10世帯
うち親族里親	1世帯	2世帯	1世帯	1世帯	3世帯

子ども福祉課調べ

表12 里親への委託人数（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
里親委託人数	119人	106人	91人	79人	82人
うち養育里親	57人	44人	37人	39人	44人
うち専門里親	3人	2人	2人	2人	3人
うち養子縁組里親	10人	9人	8人	4人	6人
うち親族里親	49人	51人	44人	34人	29人

出典：福祉行政報告例

表13 里親への新規委託人数（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
里親委託人数	37人	24人	21人	16人	32人
うち養育里親	21人	12人	11人	12人	21人
うち専門里親	1人	0人	0人	0人	1人
うち養子縁組里親	9人	9人	7人	3人	6人
うち親族里親	6人	3人	3人	1人	4人

出典：福祉行政報告例

表14 委託中の里親割合及び1世帯当たりの委託人数（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
委託中の里親の割合	42.5%	35.7%	29.2%	24.0%	23.6%
1世帯当たり委託人数	0.56人	0.48人	0.40人	0.32人	0.32人

児童相談所調べ

表15 里親登録に対する委託里親世帯数（年間に1回でも委託のあった里親数）の割合（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
年間に1回でも委託のあった世帯数	107世帯	108世帯	91世帯	75世帯	77世帯
里親登録世帯数	212世帯	221世帯	226世帯	246世帯	259世帯
割合	50.5%	48.9%	40.3%	30.5%	29.7%

表16 登録率と稼働率（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
登録率	42.2%	45.2%	49.0%	55.5%	60.2%
稼働率	45.5%	40.2%	35.0%	29.7%	28.2%

(2) ファミリーホームの現状

本県のファミリーホームについては、令和元年度から令和5年度までは毎年1か所設置されており、令和元年度は5か所定員30人から、令和5年度は9か所定員54人に増加しており、約29人の子どもが委託されています。

表17 ファミリーホームの設置数、定員及び措置数（年度末現在）

	R1	R2	R3	R4	R5
設置数	5か所	6か所	7か所	8か所	9か所
定員数	30人	35人	42人	48人	54人
委託人数	22人	27人	33人	33人	31人

出典：福祉行政報告例

(3) 今後の見込み

今後、家庭養育優先原則を踏まえ里親等委託を推進するためには、里親登録世帯数や里親1世帯あたりの委託人数、ファミリーホームの数や1か所あたりの委託人数を増やすこと、現在登録している里親等に様々な課題を抱える子ども達に対応できる技術を身につけてもらうことなどが必要です。

そのため、里親支援専門相談員や里親会、里親支援機関、各児童相談所などが協力して実施している里親制度説明会や県政広報番組等における広報活動、イベント会場でのPR活動を実施し、里親登録世帯等の増加を推進します。また、養育経験が少ない里親については、施設で養育を体験してもらうことや児童養護施設等に入所する子ども達が短期間の家庭生活体験を行う施設入所児童家庭生活体験事業などを活用するほか、令和3年度から里親に委託が可能となった、各市町

村が実施する子育て体験支援事業を活用し、養育経験を積み重ね、様々な技術を身につけてもらうことなどにより、1世帯当たりの委託人数を増加させる取組を推進します。

これらの推進活動の実施により、里親登録世帯数については令和元年度から令和5年度までの平均増加数である年間11.8世帯増、ファミリーホームの設置箇所数については毎年1か所、定員6人増、里親1世帯あたりの委託人数は令和元年度から令和5年度までの平均を若干上回る0.60人程度を見込むこととします。

これにより見込まれる委託可能な子どもの数は以下のとおりとなります。

- ① 令和6年度の里親等委託可能人数：約223人
里親委託約163人（里親登録世帯数：271世帯×0.6人）
ファミリーホーム60人（10か所）
- ② 令和11年度の里親等委託可能人数：約289人
里親委託約199人（里親登録世帯数：331世帯×0.6人）
ファミリーホーム90人（15か所）

【参考】

里親の類型

里親には4つの類型があり、それぞれ以下のような特徴があります。

- ① 養育里親
保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもを養育する里親。
 - ② 専門里親
養育里親として養育経験を有する者等で児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親。
 - ③ 養子縁組里親
養子縁組により養親となることを希望し、養子縁組が可能な子どもと養子縁組することを前提とした里親。
 - ④ 親族里親
両親その他その子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、扶養義務者又はその配偶者がその子どもを養育する里親。
- ※ 養子縁組里親は、幼い子どもとの特別養子縁組を希望する里親が多い一方、縁組の対象となる幼い子どもの数が少ない状況です。親族里親は対象となる子どもが親族に限定されています。そのため、里親委託を進めるためには養育里親及び専門里親を増やす必要があります。

(4) 里親等委託率が伸びない理由について

本県における里親等委託は、平成26年度末が84人で11.0%、令和元年度末が141人で19.2%と徐々に進んでいたものの、令和5年度末が113人で17.0%と伸び悩んでおり、全国の平均や国の目標には届かない状況です。

このことに関する本県独自の理由としては、本県は戦後保護者のいない児童等の保護を目的に社会奉仕・慈善事業を熱心に行う人々により、多くの養護施設が開設されたことから、現在も児童養護施設等が充実しており、代替養育を受けている子どものうち、施設に入所する子どもの数が多いことなどが考えられます。

そのほか、児童相談所から聞き取りを行った結果については以下のとおりです。

- ・ 実親は、子どもが里親へ委託されることにより、親として失格の烙印を押された、子どもをとられてしまうなどと考えてしまい、里親等委託に同意しないことがある。
- ・ 子どもが通院を必要とする障害を持つなど施設で対応する方が望ましい場合がある。
- ・ 既に児童養護施設等で安定した生活をしている子どもについては、里親宅で暮らすことを望まない場合があるほか、措置変更により不安定な状況に陥ることや里親候補者との交流・調整の中で里親制度への拒否感が強くなることもある。
- ・ 里親委託された子どもについても、マッチング中や委託当初はうまくいっていても、何かをきっかけに、関係がうまくいかず、委託解除の必要が生じる場合がある。
- ・ 養子縁組を希望して児童相談所等に相談した結果、里親登録する事例が多いことから、養子縁組を希望する里親が多く、養子縁組を必要とする子どもの数を大幅に超えている（養子縁組については、乳児期からの養育を希望される里親が多いが、学童期以降に代替養育が必要となる子どもも多い）。
- ・ 里親委託された当初は何も問題なかったが、委託後しばらく経ってから子どもに障害があることがわかった場合など委託中に困難なことが起こった場合、想像していた里親生活との違いから、里親として養育していくことが困難になる（里親をやめてしまう）場合がある。
- ・ 共働き里親家庭において、休暇等の取得や仕事のシフト組替えなどを柔軟に行えず、委託を検討した際に、断念する場合がある。 など

(5) フォスタリング業務（包括的里親養育支援）の実施体制の構築

本県においては、里親リクルート及びアセスメント、里親登録前後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援にいたるまでの一連の業務（フォスタリング業務）について、関係機関の協力を得ながら中央児童相談所を中心とした各児童相談所が行っており、中央児童相談所には平成29年度から里親推進班の設置や里親推進員の配置などを行ってきたところです。

また、令和4年改正児童福祉法において、里親や委託児童等に対する里親支援事業を包括的に実施する里親支援センターが児童福祉施設として位置付けられ、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫し

た里親等支援が効果的に実施されるよう、設置促進が求められています。

本県においても、施設の多機能化や民間機関による継続的な里親支援が期待されることから、近隣県の視察結果や関係機関の意向を踏まえながら、里親支援センターの早期設置に向けて取り組んできたところであり、令和6年12月に設置された里親支援センターにより未委託里親等に対する研修を実施するなど、更なるフォスタリング業務の充実を図ります。

また、引き続き、里親のリクルートやアセスメント、研修、委託中の里親支援及び措置解除後の支援等の各場面で、児童養護施設や里親会など既存の施設等とも連携して支援の充実を図ります。

特に、平成26年度から多くの児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員（令和5年度は15施設に配置）は、里親の支援、普及・啓発活動に関し、各地域における里親支援の専門家として児童相談所等と連携しながら活動しており、今後も更に活躍していくことが期待されています。児童養護施設等で勤務する職員の豊富な経験を里親に伝えるためにも、引き続き児童養護施設等に同相談員を配置するよう協力を求めています。

さらに、鹿児島県里親会や里親支援専門相談員が実施している里親サロン等を通じて、里親や里子同士の交流を図り、情報交換や里親制度の周知を行うとともに、各里親のニーズの把握に努め、必要な支援について関係者間で情報を共有していきます。

そのほか、里親支援専門相談員や里親会、里親支援センター、各児童相談所などが協力して広報活動やPR活動を実施し、里親の確保に努めます。

【本県の目標】

- 国は、「新しい社会的養育ビジョン」において、家庭的養育優先原則を実現するため、3歳未満の子どもの里親等委託率を5年以内に75%、乳幼児の子どもの里親等委託率を概ね7年以内に75%、学童期以降は概ね10年以内に里親等委託率を50%にすることを目標としています。

しかし、本県の実情としては、過去5年間の里親登録世帯数が伸びている一方、里親委託数が伸び悩み、全国平均に届いていない状況で、令和5年度末現在3歳未満の子どもの里親等委託率が19.1%、乳幼児(0歳から就学前)の子どもの里親等委託率が9.2%、学童期以降の里親等委託率が18.2%となっています。

そのため、令和11年度までに代替養育を必要とする子どもの中の里親等委託を必要とする子どものうち3歳未満の子どもの里親等委託率を75%、乳幼児の里親等委託率を75%（令和6年度までに35%※）、学童期以降は里親等委託率を50%（令和6年度までに25%、令和8年度までに35%※）にすることを目標とします。

- 特に乳幼児や新たに措置する子どもについては、里親等委託の必要性について十分に検討し、里親等委託を優先します。
- 子どもの最善の利益を実現するため、数値目標達成のため機械的に里親等委託するべきではないことを念頭においた上で、措置先等の検討を行います。
- 里親認定・登録に係る県社会福祉審議会児童福祉専門分科会については、基

本的に年2回開催しているところですが、開催時期や回数については、里親認定申請数の状況に応じて、柔軟に対応します。

表18 代替養育を必要とする子どもの数（県の目標：里親等委託を必要とする子どもに対する委託率）（年度末現在）

	R5		R6		R8		R11	
3歳未満	47人		54人		52人		49人	
里親等委託を必要とする数	28人	59.6%	32人	59.3%	31人	59.6%	29人	59.2%
委託目標	9人	32.1%	24人	75.0%	24人	77.4%	22人	75.9%
3歳以上就学前	98人		101人		96人		90人	
里親等委託を必要とする数	91人	92.9%	86人	85.1%	82人	85.4%	77人	85.6%
委託目標	9人	9.9%	18人	20.9%	61人	74.4%	58人	75.3%
学童期以降20歳未満	521人		502人		477人		452人	
里親等委託を必要とする数	394人	75.6%	365人	72.7%	347人	72.7%	329人	72.8%
委託目標	95人	24.1%	92人	25.2%	122人	35.2%	165人	50.2%
合計	666人		657人		625人		591人	
里親等委託を必要とする数	513人	77.0%	483人	73.5%	460人	73.6%	435人	73.6%
委託目標	113人	22.0%	134人	27.7%	207人	45.0%	245人	56.3%
里親等に委託可能な数	113人		223人		249人		289人	

※ 令和6年度及び令和11年度の子どもの数は、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年度日本の地域別将来推計人口を使用しています。

※ 令和6年度及び令和11年度の乳幼児の委託目標がそれぞれ60%、75%であることから、乳幼児の里親委託目標数から3歳未満の目標数を除いた数が3歳以上就学前の目標となっています。

※ 令和8年度は、統計資料がないことから、令和6年度及び令和11年度見込みを基に算出しています。

表18' 代替養育を必要とする子どもの数（県の目標：代替養育を必要とする子どもに対する委託率）

	R5		R6		R8		R11	
3歳未満	47人		54人		52人		49人	
委託目標	9人	19.1%	24人	44.4%	24人	46.2%	22人	44.9%
3歳以上就学前	98人		101人		96人		90人	
委託目標	9人	9.2%	18人	17.8%	61人	63.5%	58人	64.4%
学童期以降20歳未満	521人		502人		477人		452人	
委託目標	95人	18.2%	92人	18.3%	122人	25.6%	165人	36.5%
合計	666人		657人		625人		591人	
委託目標	113人	17.0%	134人	20.4%	207人	33.1%	245人	41.5%
里親等に委託可能な数	113人		223人		249人		289人	

（参考）

代替養育を必要とする子どもの数（国の基準：地域性を考慮しない場合）（年度末現在）

	R5		R6		R8		R11	
3歳未満	47人		54人		52人		49人	
委託目標	9人	19.1%	41人	75.9%	39人	75.0%	37人	75.5%
3歳以上就学前	98人		101人		96人		90人	
委託目標	9人	9.2%	14人	13.9%	72人	75.0%	68人	75.6%
学童期以降20歳未満	521人		502人		477人		452人	
委託目標	95人	18.2%	126人	25.1%	167人	35.0%	226人	50.0%
合計	666人		657人		625人		591人	
委託目標	113人	17.0%	181人	27.5%	278人	44.5%	331人	56.0%
里親等に委託可能な数	113人		223人		249人		289人	

※ 令和5年度については、実績を記載しています。

※ 令和8年度は、統計資料がないことから、令和6年度及び令和11年度見込みを基に積算しています。

- ※ 令和 6 年度の乳幼児の里親等委託率を35%とする根拠
12%の里親等委託率を 3 年後に75%とするため

R6	R7	R8
33%	54%	75%

∴ 令和 6 年度は35%とするもの

- ※ 令和 6 年度の学童期以降の子どもの里親等委託率を25%
令和 8 年度の学童期以降の子どもの里親等委託率を35%とする根拠
18%の里親等委託率を 6 年後に50%とするもの

R6	R7	R8	R9	R10	R11
24%	29%	34%	39%	45%	50%

∴ 令和 6 年度は25%及び令和 8 年度は35%とするもの

【評価指標】

- ① 3 歳未満，3 歳以上の就学前，学童期以降の里親等委託率，登録率，稼働率
- ② 養育里親，専門里親，養子縁組里親それぞれの里親登録世帯数，新規里親登録世帯数，委託里親世帯数，委託子ども数
- ③ ファミリーホーム数，新規ホーム数，委託子ども数
- ④ 里親登録に対する委託里親世帯数（年間に 1 回でも委託のあった里親数）の割合
- ⑤ 里親登録に係る県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催件数
- ⑥ 里親支援センターの設置数，民間への委託数
- ⑦ 基礎研修，登録前研修，更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数，受講者数

9 施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本計画において，代替養育が必要となる場合は「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とすることとしています。家庭では困難な専門的ケアを要する，又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由などで施設での養育も引き続き必要となります。国は，そのような場合においても「できる限り良好な家庭的環境」を確保する必要があることから，施設は小規模かつ地域分散化するとともに，子どもの養育機関としての専門性を生かし，里親支援の機能や地域の相談に応じる機能，市町村への支援機能など，高機能化及び多機能化・機能転換を行っていくことが必要としています。

一方で，保護が必要な子どもの行き場がなくなることがあってはならないため，児童養護施設等において十分な受け皿を確保しておくことも重要になります。

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

前述したとおり，令和 6 年度に代替養育を必要とする子どもの見込みは660人程

度（表18）となっており，里親等へ委託可能な子どもの数が220人程度（P20）であることから，施設で養育が必要な子どもは440人程度になると見込まれます。

また，同様に令和11年度に代替養育を必要とする子どもの見込みは590人程度（表18）となっており，里親等へ委託可能な子どもの数が290人程度（P20）であることから，施設で養育が必要な子どもは300人程度と見込まれます。

令和5年度の県内の児童養護施設（14施設）の定員が675人（暫定645人），乳児院（3施設）の定員が60人（暫定53人）となっていますが，令和6年6月の時点で県内の児童養護施設及び乳児院に今後の定員見込みを聞き取ったところ，令和11年度までに児童養護施設が620人程度，乳児院が55人程度の見込みとなっています（ただし，各施設とも小規模化等に向けた検討中であり，今後変動する可能性があります）。

本計画で示している代替養育を必要とする子どもの数は，比較的代替養育を必要とする子どもの数が少ない時期である年度末で試算しています。しかし，定員等については代替養育を必要とする子どもが最も多い時期で考える必要があるため，年度末と入所する子どもが最も多い時期の差を見込む必要があります（年度末の施設入所者数と施設入所者が最も多い時期の入所者数の差は，過去5年間で最大約60人，平均約60人となります。表19）。

また，児童養護施設等は一時保護委託も受けていることから，定員には一時保護される子どもの数（表5）を見込む必要があります（令和5年度実績で1日平均33人程度。令和5年6月の最大数約60人）。さらに，乳児の場合児童相談所の一時保護施設では対応が困難であることから，乳児院に一時保護用の定員枠を確保しておく必要があります。

以上のことから，年度末時点で施設での養育を必要とする子どもが300人，年度末と月末の入所者が最多となる時期の差が60人，一時保護が60人程度を見込む必要があるため，合計で420人となります。これにより，現在の施設の計画との差が255人程となりますが，児童養護施設等は子どものセーフティネットとして代替養育の場の確保に努める必要があるため，転換期における受け皿機能として一定数は必要であると考えられます。

表19 乳児院及び児童養護施設入所者数（最多月末入所者数と年度末入所者数の差）

	R1	R2	R3	R4	R5
最大	652人	651人	659人	631人	601人
年度末	593人	600人	598人	569人	553人
差	59人	51人	61人	62人	48人

児童相談所調べ

(2) 乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

児童養護施設における小規模かつ地域分散化については，各施設の状況に応じて進めていますが，小規模化等を行うためには，小規模なグループで子どもと関わる方法や地域分散化施設の運営方法などを習得する必要があり，また，高機能

化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進めるためには、地域や関係機関とより密な連携を図ることやより専門的なソーシャルワーク技術などが求められることなどから、施設職員の人材育成が必要になります。

また、建物の構造等の問題などから家庭的な養育環境に近づける小規模グループケア（ユニットケア）化することが困難な施設や建て替え後、あまり期間が経過していないことから、計画期間内に小規模化することが困難な施設も存在しています。

さらに、施設からは、慢性的に保育士等の確保が難しい中、小規模化に伴い増加する職員の確保や小規模化に向けた予算の確保、地域小規模児童養護施設の基準を満たす物件が見つからないなどの不安のほか、小規模化を推進する方向性に異論はないが、子どもたちにいろいろな選択肢（大舎制の施設など）を与えることも必要ではないか、一時保護の増加や地理的な面を踏まえると、定員減は困難でないかなどの意見が、社会的養護経験者からは、大舎制などでの生活は、料理や旅行等が経験しにくい一方で、同じ境遇の子どもたちで共通の話ができるという利点があるとの意見や、施設職員の確保が、職員の余裕につながり、子ども達も職員に相談しやすくなったり、生活しやすくなったりするのではないかとこの意見があったところです。

なお、人材確保について、施設における主な取組状況は以下のとおりです。

- ・ 新規採用職員の定着を図るため、新採研修に力を入れる。
- ・ 採用につながるよう、相手の希望する働き方に合わせたシフトでの採用。
- ・ 職員が問題を抱え込まないよう、研修や面談を実施するほか、業務日誌による状況確認を行う。
- ・ 人材確保のため、ハローワーク等による求人のほか、実習生の受入れ、SNSの活用など様々な方法をとる。
- ・ 職員の孤立を防ぐため、各棟の職員が集まって一緒に食事をするなど、職員間の交流を強める。
- ・ 人材育成のため、児童養護施設等体制強化事業（県補助金）を活用した無資格者の雇用。
- ・ 人材不足に対応する業務効率化のため、管理システムの導入やAIによるシフト作成等のDX化の実施。

など

このような施設の現状や施設からの意見、社会的養護経験者の意見等を踏まえ、各施設に対し改正法の趣旨や国の新たな支援策、小規模化に取り組んだ事例、施設での養育を必要とする子ども数の変化等を十分に情報提供していくとともに、新築や改築、増築の機会を活用することなどによる小規模かつ地域分散化や高機能化及び多機能化・機能転換を促進します。

また、本県においては、児童養護施設等体制強化事業により、児童養護施設等における職員の補助を行う者の雇用に対して費用の補助を行っているところであり、引き続き、施設等における職員の業務負担軽減、離職防止、人材確保を図ります。

(3) 乳児院及び児童養護施設以外の施設について

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童への対応を行う児童自立支援施設は県内に1か所設置されています。

家庭環境、学校における交友関係、その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の生活支援を行う児童心理治療施設は県内に1か所設置されています。

児童自立支援施設及び児童心理治療施設においては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質に鑑み、国において小規模化・多機能化を含めた在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示すこととされていることから、国からの方向性が示された段階で、再度検討することとします。

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこととする母子生活支援施設は、令和5年度末時点で県内に6か所設置、運営されています（うち1施設休止中）。母子生活支援施設は、従来から母子を分離させずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であることから、そのニーズに応じた利用を引き続き周知するとともに、親子関係の強化、再構築の場として利用できることについて、周知に努めます。

児童家庭支援センターについては、令和5年度末時点で児童養護施設を運営している法人が県内に3か所設置しています。県内の児童相談件数、特に養護相談件数は年々増加傾向にあることから、児童福祉法に基づき、地域・家庭からの相談や市町村の求めに応じた援助、児童相談所からの委託による指導、関係機関等との連携・調整など児童相談所を補完する業務を担う児童家庭支援センターの設置については、各地域の相談ニーズ等を勘案し対応を検討していきます。

【本県の目標】

- 乳児院・児童養護施設については、各施設に対し改正法の趣旨や国の新たな支援策等を十分に情報提供していくとともに、今後の代替養育を必要とする子どもの数や施設の意向を踏まえながら、小規模かつ地域分散化を推進します。
- 高機能化及び多機能化・機能転換についても同様に推進します。

【評価指標】

- ① 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ② 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ③ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ④ 一時保護専用施設の整備施設数
- ⑤ 児童家庭支援センターの設置施設数

⑥ 里親支援センター，里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数

表20 小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換の状況（令和5年度末現在）

	児童養護施設	乳児院	合計
小規模かつ地域分散化			
地域小規模児童養護施設			
実施施設数	9箇所	0箇所	9箇所
単位数	14箇所	0箇所	14箇所
入所児童数	66人	0人	66人
敷地内小規模グループケア			
実施施設数	9箇所	2箇所	11箇所
単位数	19箇所	2箇所	21箇所
入所児童数	115人	8人	123人
分園型小規模グループケア			
実施施設数	2箇所	0箇所	2箇所
単位数	4箇所	0箇所	4箇所
入所児童数	23人	0人	23人

	児童養護施設	乳児院	合計
養育機能強化			
家庭支援専門相談員			
加配施設数	13箇所	1箇所	14箇所
加配職員数	21人	1人	22人
心理療法担当職員			
加配施設数	10箇所	2箇所	12箇所
加配職員数	13人	2人	15人
自立支援担当職員			
加配施設数	0箇所	0箇所	0箇所
加配職員数	0人	0人	0人
親子支援事業実施施設数	0箇所	0箇所	0箇所
家族療法事業実施施設数	1箇所	0箇所	1箇所

	児童養護施設	乳児院	合計
多機能化・機能転換			
一時保護専用施設の整備施設数	3箇所	0箇所	3箇所
児童家庭支援センターの設置施設数	3箇所	0箇所	3箇所
里親支援センター，里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数	0箇所	0箇所	0箇所

子ども福祉課調べ

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

平成28年改正児童福祉法において、児童の自立の観点から必要と認められる場合には、里親等委託や施設入所等の支援を20歳に達するまで継続することができることになりました。これまでは、原則18歳（措置延長の場合は20歳）に達した時点で支援が終了しており、その後の生活の見通しが何ら立っていないにもかかわらず、機械的に措置を解除することとした場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になっていたことを鑑み、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置が採られている者について、必要な支援を継続できるようにされたものです。

また、令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な援助については都道府県が行わなければならない業務とされるとともに、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う、社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。

そのため、都道府県においては、社会的養護経験者等の実情を把握し、社会的養護の子どもの自立支援体制を強化することが求められています。

本県においては、「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」を活用し、児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、生活支援費や家賃支給費・資格取得支援費を貸し付けることで児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援しており、令和5年度は延べ40人、14,783千円の実績となっています。

また、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設や児童自立支援施設等を退所し、就職や就学等をする満20歳未満の児童等（大学の学生等であって20歳に達した日から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。）に対し、共同生活を営むべき住居において相談、日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う自立援助ホームは、令和5年度末時点で県内に4か所設置されており、16人の児童が支援を受けています。

なお、令和4年改正児童福祉法により、令和6年度から「児童自立生活援助事業」が見直され、措置解除後にアフターケアを受けており、児童自立生活援助の実施が必要とされる者は、満20歳以上であっても支援の対象となったほか、自立援助ホーム以外の場所においても支援が実施できるようになったことから、本県においては、これらの要件の弾力化を踏まえ、施設等に法改正内容の周知を行った上で、事業を実施しているところです。

社会的養護経験者からは、進路選択を行う際に、進学費用や生活費の確保が課題となっており、経済的な支援により将来の選択肢が増えるのではないかと意見があったところです。

このような社会的養護経験者からの意見等を踏まえ、引き続き、自立のための様々な支援策について検討するとともに、実施している事業等について代替養育を受けている子ども自身が理解し、将来の進路設計に生かせるよう、施設関係者や里親を

通じて子ども達への制度説明等に努めるとともに、他の団体等が実施する進学等への補助についての情報把握に努め、施設等を通じて情報提供するよう努めます。

また、社会的養護自立支援拠点事業については、令和7年度から開始することとしています。

【評価指標】

児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）

11 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 県内の児童相談所における相談受付件数等の現状

県内の児童相談所における相談受付件数は、令和元年度の6,954件から増加し続け、令和5年度には8,427件となっています。特に養護相談は、3,642件から4,521件と約1.2倍に増加しています（表21）。

また、児童虐待件数も年々増加しており、児童虐待通告・相談件数が令和元年度2,468件から令和5年度3,626件の約1.5倍、虐待認定件数が令和元年度1,696件から令和5年度2,655件の約1.6倍に増加しています（表22）。

増加については、平成25年度から児童虐待を目撃したきょうだいが心理的虐待として通告されるようになったことや、平成28年度から警察による配偶者間の暴力を目撃した子ども（いわゆる面前DV）の心理的虐待通告が増加していることが大きく影響していますが、それ以外の通告件数も徐々に増えています。

(2) 児童相談所の強化等に向けた対応

本県においては、令和元年8月に発生した死亡事案の検証報告書の提案内容を踏まえ、児童福祉司・児童心理司の増員や警察職員の配置、北部児童相談所の開設等を行い、人材確保及び児童相談所の体制強化を図ったほか、令和5年度から外部機関による第三者評価を実施し、継続的な業務改善の担保に取り組んでいるところです。

引き続き、令和元年8月に発生した死亡事案の検証報告書の提案内容や令和4年改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、児童相談体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所の業務については、国のガイドライン等を踏まえた、外部機関による第三者評価の実施や業務委託の推進等により、質の向上・業務の効率化を図ります。

また、本県においては、中核市である鹿児島市が児童相談所設置に向けた取組を進めていることから、県市間で調整すべき事項についての情報共有や事前協議を行い連携を図っているほか、人材育成等について協力を行っているところであり、同市の計画等を踏まえ、支援に努めていきます。

表21 県内の児童相談所における相談対応件数

	R1	R2	R3	R4	R5
養護相談	3,642件	4,251件	4,257件	4,707件	4,521件
非行相談	135件	116件	151件	58件	88件
育成相談	284件	357件	309件	246件	249件
障害相談	2,801件	2,637件	3,114件	3,071件	3,402件
保健相談	5件	0件	2件	3件	1件
その他	87件	121件	185件	149件	166件
合計	6,954件	7,482件	8,018件	8,234件	8,427件

児童相談所調べ

表22 県内児童相談所における虐待認定件数

	R1	R2	R3	R4	R5
通告件数	2,468件	2,787件	2,971件	3,257件	3,626件
認定件数	1,696件	2,017件	2,114件	2,423件	2,655件
身体的虐待	242件	349件	364件	421件	468件
ネグレクト	258件	249件	241件	197件	266件
性的虐待	16件	11件	18件	15件	30件
心理的虐待	1,180件	1,408件	1,491件	1,790件	1,891件

児童相談所調べ

【評価指標】

第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）

12 障害児入所施設における支援

国策定要領では、障害児入所施設においては、被虐待児童が一定割合生活しており、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があるとして、「障害児入所施設における支援」を都道府県社会的養育推進計画における新たな項目に加えることとしました。

本県においては、「鹿児島県第7期障害福祉計画」に基づき、虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模グループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めています。

また、国策定要領においては、「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進することが求められています。

本県としては、居室の個室化やユニット化などの環境整備を進める障害児入所施設に対し支援を行うとともに、家庭的な養育環境の確保を推進する観点からの施設運営に係る指導助言、小規模グループケア加算の取得促進や強度行動障害に係る支援者の養成研修などを通して、家庭的な養育環境の確保・拡充を図ります。

用 語 説 明

番号	用 語	説 明
1	社会的養育	子ども家庭への養育支援から代替養育までを指している。 社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象となる。
2	代替養育	家庭における養育が困難又は適当でない場合に、家庭に代わり里親や児童養護施設等で養育すること。
3	家庭養育優先原則	代替養育を行う場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を優先し、これらが適当でない場合には、できる限り良好な家庭的環境である、小規模かつ地域分散化された施設で養育することを原則とすること。
4	子どもの権利擁護	子どもの基本的人権を護ること。 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
5	児童家庭支援センター	児童に関する地域や家庭からの相談や市町村の求めに応じた援助、児童相談所からの委託による指導、関係機関との連携・調整などを行う児童福祉施設であり、児童相談所の補完的役割を担う施設。
6	助産施設	保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。
7	特別養子縁組	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。 実親の同意、養親の年齢（原則 25 歳以上）、養子の年齢（家庭裁判所に審判を請求するとき原則 15 歳未満。）、半年間の監護の条件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受け成立する。
8	普通養子縁組	養親との間に法律上の親子関係が成立するが、実親との親子関係は解消されず、子どもは2組の親を持つことになるため、実親と養親の両方に対して、相続する権利や扶養を受ける権利（および義務）を持つこととなる。 特別養子縁組とは異なり、裁判所の決定は不要で、原則として養子の年齢制限や監護条件等が定められておらず、養親と養子が同意することにより成立する。

番号	用 語	説 明
9	里親制度	家庭における養育が困難又は適当でない子どもを，自分の家庭に迎え入れ，温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。 【里親の種類】 ・養 育 里 親： 保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもを養育する里親。委託人数は最大4人（実子を含めて6人） ・専 門 里 親： 養育里親として養育経験を有する者で児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども，非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親。委託人数は最大2人（養育里親対象児童2人と合わせて4人，実子含めて6人） ・養子縁組里親： 養子縁組により養親となることを希望し，養子縁組が可能な子どもを養子縁組することを前提として養育する里親。 ・親 族 里 親： 両親その他その子どもを現に監護している者が死亡，行方不明等の状態になったことにより，扶養義務者又はその配偶者がその子どもを養育する里親。
10	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	家庭における養育が困難又は適当でない子どもを，この事業を行う住居において，児童間の相互作用を活かしつつ，児童の自主性を尊重し，基本的な生活習慣を確立するとともに，豊かな人間性及び社会性を養い，児童の自立を支援する事業。 養育者の住居で行う点で里親と同様であるが，定員は5～6人となっている。
11	フォスタリング業務	里親のリクルート及びアセスメント，里親登録前後及び委託後における里親に対する研修，子どもと里親家庭のマッチング，子どもの里親委託中における里親養育への支援，里親委託解除後における支援に至るまでの一連の支援業務。
12	里親支援センター	里親制度の普及促進や子どもと里親家庭のマッチング等の里親支援事業を行うほか，里親，ファミリーホーム従事者，里親やファミリーホームにおいて養育される子ども，里親になろうとする者を対象に，相談その他の援助を行う施設。
13	乳児院	乳児（保健上，安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には，幼児を含む。）を入院させて，これを養育し，あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

番号	用 語	説 明
14	児童養護施設	保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を目的とする施設。
15	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
16	社会的養護自立支援	児童福祉法は、原則として18歳未満の者に対して支援を行うこととされているが、18歳に達した時点で、その後の生活の見通しが何ら立っていないにも関わらず、機械的に措置を解除した場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になることから、児童の自立の観点から必要と認められる場合には、20歳に達するまで継続して支援することなど、代替養育等を経験した子ども達の自立支援が図られている。 また、義務教育を終了した児童等が、児童養護施設等を退所した後、共同生活を営む施設（自立援助ホーム）で、日常生活上の援助や就業の支援を受ける児童自立生活援助事業については、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、年齢制限の弾力化等により対象の拡大が行われた。